

震災対策マニュアル

1. 初動体制

- ①平日は勤務中の職員で対応。
- ②休日および夜間は構成市町（笠岡市，浅口市，里庄町）において震度4以上の地震が発生した場合，施設課職員の課長，係長，主査（2名）の参集とし，必要に応じて職員を招集する。
- ③構成市町（笠岡市，浅口市，里庄町）において震度5弱以上の地震が発生した場合，職員全員参集とする。ただし，嘱託職員，臨時職員は除くが，緊急対策本部等に安否確認の連絡を行なうこととする。
- ④期間は緊急対策本部が設置されるまでの間とする。
- ⑤業務として情報を収集し，緊急対策本部等に連絡をするとともに可能な初動対応を行なう。

2. 緊急対策本部（以下，対策本部という）の設置

- ①職員配置体制：緊急に対応しなければならない業務の内容により，各体制を組織する。
- ②設置期間は対策本部が決定する。
- ③基本的な体制として，「総務・情報処理班」，「浄水場班」，「配水池班」の3班編成とする。

3. 各班の業務内容

「総務・情報処理班」

- ①物品の調達：必要資機材，薬品等の調達。
- ②被害者対応：漏水による被害者の状況を把握する。
- ③職員の招集：対策本部人員体制表により職員に連絡し招集を行なう。
- ④庶務事項：対策本部会議の庶務を行なう。
- ⑤情報収集：構成市町，関係機関からの情報を収集する。
- ⑥通報連絡：各情報を収集したうえで，対策本部にて整理し，関連機関へ状況を連絡する。

「浄水場班」

- ①状況調査：浄水場内の被害調査を行う。
- ②応急措置：浄水場内の被害状況を把握したうえで，破損個所の応急措置を行う。

「配水池班」

- ①状況調査：管路，配水池の被害調査を行なう。
- ②応急措置：施設の被害状況を把握したうえで応急措置を行なう。
- ③協 議：構成市町と水運用等について協議を行なう。